

すなわち標準層せん断力係数を0.2以上とした許容応力度計算を行ったCLTパネル工法建築物とみなされる。

また、混構造ではない建築物については、前項第一号および次の各号の規定が適用される。

**一 耐力壁の構造が、第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものであること。**

ルート1の適用対象は、小幅パネル架構および大版パネル架構①に限定される。また、後に解説する第四号(ハ)の規定は、外層ラミナが下記の方向であることが前提となっている。

小幅パネル架構　　袖壁パネル：鉛直方向、垂れ壁パネル・腰壁パネル：水平方向  
大版パネル架構①　鉛直方向

**二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分、垂れ壁部分若しくは腰壁部分に第四第一号ハに該当する開口部等を設ける場合にあっては、当該開口部等の寸法は、24センチメートル角以下であること。**

耐力壁として用いる壁パネルに設ける設備用等の小開口は24cm角の正方形に含まれるべきでなければならない。  
なお、小開口を設けた壁パネルは第四号におけるnおよびLの算定に含めない。

**三 耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。**

イ 上階の無開口壁パネル等と同じ長さ、かつ、同寸法以上の厚さであること。

ロ 接合部(第五第三号イ(3)(i)(イ)に掲げる部分の接合部を除く。)は、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。

耐力壁として用いる無開口壁パネル等<sup>12</sup>、すなわち、小幅パネル架構の袖壁パネルおよび大版パネル架構①の袖壁部分、独立無開口壁パネルの長さ(幅)は上階の無開口壁パネル等の長さと同じとし、厚さは上階の無開口壁パネル等以上とする。なお、本規定中の無開口壁パネル等には第二号の規定による小開口を設けたものも含まれる。

また、耐力壁-基礎以外の接合部は上階の接合部と同等の性能とする。具体的には、第七号～第九号の規定に適合する接合部とし、図2.2.10-1のような連層する耐力壁群ごとに、耐力壁-基礎の接合部を除いて、上階の接合部と同等の性能とする。

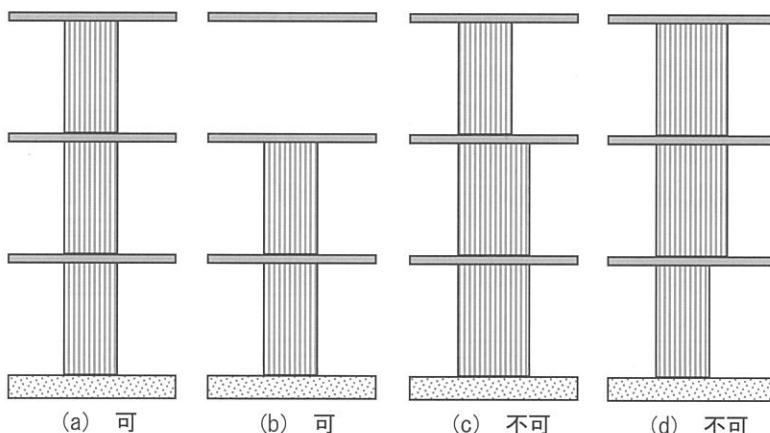


図2.2.10-1 上下階の耐力壁配置

**四 各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとすること。**

<sup>12</sup> 無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く)及び有開口壁パネルの袖壁部分のことを「無開口壁パネル等」という。第八第二号に定義されている。